

令和6年度 中小企業伴走型支援事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 中小企業伴走型支援事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 予算上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託業務実施範囲

松阪市全域他

5 委託業務の目的

令和6年度松阪市中小企業伴走型支援事業（以下、「伴走型支援事業」という。）の円滑な推進に関する支援とともに、伴走型支援事業対象者の取組に応じて、ブランディング、マーケティング、商品開発、販路開拓等を支援し、伴走型支援事業対象者の総合的な経営力向上を図る。

6 委託業務の内容

次の各項目に掲げる業務を行うこととする。

(1) 令和6年度松阪市中小企業伴走型支援事業の推進支援

伴走型支援事業対象者に対する松阪市の支援内容に対する助言等

(2) ブランディングデザイン等の企画・構築

伴走型支援事業対象者自体、及び製品・サービスの発信・訴求効果の向上を目的とするブランディングデザイン等の企画・構築

(3) マーケティングの支援

製品・サービスの開発におけるマーケティングの支援

(4) 各種メディア、SNS等を活用した情報発信

製品・サービスの特徴、技術力、新規性、人材などの強み・魅力について、SNSやメディアへの発信に関する支援

(5) 販路拡大支援

商品、サービスの販売戦略の構築や新たな販路の開拓に関する支援

7 業務実施上の条件

- (1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者をおき、常に連絡調整ができる体制を整えること。
- (2) 業務は、市との連携を密にして遂行すること。
- (3) 原則として、本委託業務に従事する者を契約期間中、変更できないこと。ただし、事故等の止むを得ない事情がある場合は、事前に市と協議して了承を得ること。
- (4) 受託者の所在地には、インターネットを利用できる環境を受託者の責任において整備すること。その際に必要となる費用については、受託者が負担すること。
- (5) 委託契約金額には、旅費、交通費、通信費、燃料費及び車両費用、消耗品費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含むものであること。
- (6) 本業務により生じる著作権は松阪市に帰属すること

8 提出を求める書類（成果品）

本業務の実施内容とその成果を記載した報告書を正本1部、副本2部、及びその電子媒体を提出すること。

なお、報告書の作成にあたっては、今後の展開に向けた課題等の記述のほか、業務の実施により得られた資料や画像等も含めること、

9 選定基準

本プロポーザルの業務事業者選定基準は、中小企業伴走型支援事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査（書類審査）を行い、以下の審査項目・配点（100点満点）とする。

- (1) 企画提案書に対する審査〔配点：50点〕
 - ・伴走型支援事業の推進に対する支援方法が提案されているか。
 - ・企業のブランディング戦略の構築、ブランド力の向上に関する支援方法が提案されているか。
 - ・各種メディア、SNS等を活用した情報発信が期待できるか。
 - ・商品、サービスの開発に向けたマーケティング支援方法が提案されているか。
 - ・販売戦略の構築や新たな販路の開拓に関する支援方法が提案されているか。
 - ・その他、本事業の成果を高めるための独自の提案・工夫が見られるか。
- (2) 業務の実施体制等に関する評価〔配点：40点〕
 - ・提案内容の実現に向けて、必要な知識・ノウハウ等を有する人員を十分に確保しているか。
 - ・提案内容の実現に向けて、効果的かつ確実に実施できるスケジュールであるか。
 - ・本事業と同種又は類似の事業の実績を有しているか。

- ・ 本事業の実現に向けて、必要な外部協力者（再委託先含む）との連携体制を確保しているか。

(3) 費用評価点〔配点：10 点〕

- ・ 価格評点 = (最安提案見積額 ÷ 提案見積額) × 10 (端数切捨て)